

2024年7月12日

株主各位

大阪府大阪市浪速区難波中一丁目12番5号  
株式会社Q L Sホールディングス  
代表取締役社長 雨田 武史

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2024年6月14日（金）開催の取締役会において、2024年8月1日（木）を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割（以下「本株式分割」といいます。）することを決議いたしました。

つきましては、本株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2024年7月31日（水）と定めましたので、公告いたします。

なお、本株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年8月1日（木）付をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を16,116,480株増加して24,174,720株といたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年9月上旬に、お届けのご住所にお送りする予定です。
2. 2024年8月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. ご住所の変更、改姓名等に関する各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等をお願いいたします。